

令和8年度 鎌ケ谷市社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

近年、社会を取り巻く環境は大きく変化しており、特に地域福祉を取り巻く課題は一層複雑化・多様化している。少子高齢化の進行や人口減少、家族形態や働き方の変化により、これまで地域や家庭の中で支えられてきた生活課題が顕在化し、孤立や生活不安を抱える人が増加している。

また、経済的困窮、ひきこもり、ヤングケアラー、認知症高齢者への支援など、個別性の高い課題への対応が求められている。

鎌ケ谷市においても、高齢化率の上昇に伴う介護や見守りニーズの増大、支援を必要としながらも制度につながりにくい世帯の存在、地域のつながりの希薄化など、地域福祉の基盤を揺るがす課題が顕在化している。このような状況の中、住民同士の支え合いを基盤とした地域福祉の推進がこれまで以上に重要となっている。

鎌ケ谷市社会福祉協議会は、「思いやりと支えあいがあり、誰もが健康でいきいきと暮らせるまち かまがや」の実現に向け、市民、関係機関、団体、行政等との連携を深めながら、協働による支援体制づくりを進めてきた。令和8年度においても、地域の声に真摯に耳を傾け、制度と地域をつなぐ役割を果たしながら、地域福祉の充実と課題解決に向けた事業を推進していく。

【重点目標】

1 地域福祉活動計画の推進

「鎌ケ谷市地域福祉活動計画（第5次）」に基づき、地域福祉像「思いやりと支えあいがあり、誰もが健康でいきいきと暮らせるまち かまがや」の実現に向け、本計画を推進する。

① 生活支援体制整備事業の推進

市内全域（6圏域）に設置した協議体と、その協議体の推進役となる生活支援コーディネーターを中心に、地域資源を活用しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域の特性に応じた取組を実践する。また、通所型サービスC事業及び自立支援型の地域ケア会議において積極的な地域資源情報の提供に努める。

② 福祉サービス等に関する支援体制の堅持

介護や育児など日々の生活の中での心配ごとや困りごと、福祉サービス、ボランティアに関することなどに対して、心配ごと相談員、心の相談員、職

員で対応する。また、成年後見制度や遺言等については、専門家による相談会を行うほか、終活相談対応窓口を月に1回開設する。

さらに、地域により近い6地区社会福祉協議会が窓口となる「福祉サービス案内」の充実を目指し、関係機関との連携を図る。併せて、福祉関連の研修会や地区社協事務局会議、地区社協連絡会等への参加により、地区同士の情報共有及びコーディネーターの資質向上に努める。

③ 福祉に関する情報や社協活動内容の情報提供

「鎌ケ谷社協だより」の設置枚数の精査及び設置場所の拡充について継続的に検討を行い、より効果的な情報発信の推進を図る。併せて、市民にとって手にとりやすく読みやすい紙面づくりを目的として、アドバイザーの助言を取り入れながら内容の充実に努める。

あわせて、ホームページやX等のインターネットを積極的に活用し、若年層から中高年層まで幅広い世代への情報提供の充実を図る。さらに、利用しやすく分かりやすい情報発信を行うため、ホームページのリニューアルに向けた検討を進める。

④ 生活困窮者等へのフードバンク事業への研究

困っている人への支援につなげる新しい食のリサイクルを模索するため、千葉県内で取り組まれている「フードバンク」事業に協力するとともに、本会独自の「フードバンク」事業について研究及び検討を継続する。

2 福祉作業所友和園の安定的な運営

指定管理者として、鎌ケ谷市の条例及びその他諸関係規定を順守するとともに、利用者の安全を第一とし、施設の管理等を行っていく。また、利用者一人ひとりが生きがいを持ち、社会的に自立していくことを目標に、工賃向上計画の目標達成に向け、作業の効率化を図り、受注先の確保を目指す。

また、今年度が次期の指定管理者募集年度のため、鎌ケ谷市から指定管理者として選定されるように、引き続き利用者の意思を尊重しながら安心安全な施設運営に取り組む。

3 社会福祉大会の開催【隔年】

地域福祉活動の振興と住民主体の地域福祉を啓発することを目的とするとともに、社会福祉の発展に寄与された方々を表彰し、感謝と敬意を表すために「第25回鎌ケ谷市社会福祉大会」を開催する。

【主要事業】

1 法人運営事業

①啓発（広報）事業の推進

- ・福祉に関する情報を発信する窓口として、ホームページや X を更新し、社協だより（広報紙）や各種事業パンフレットを配布するなど情報の発信に努める。また、行政機関や福祉関係団体からの情報紙も掲示する。
- ・障害者週間に合わせて開催している啓発事業（すまいる祭り）について、商業施設等でのパネル展示を行う。また、同事業において手作り品等の販売をととし、サービス利用者の作業意欲の向上や工賃の向上を目指すとともに、共生社会の実現に向けた交流の機会を提供する。
- ・災害に関する研修を受講し、その知識を活かして災害時の心構えや減災への備え等について、啓発を行う。

②要援助者等への取り組み

- ・多様な生活課題を抱える世帯に対して、行政機関、福祉関係者、専門家の協力を得ながら対応する。
- ・住宅火災、自然災害等により被災した世帯へ、災害見舞金を支給する。
- ・大規模災害に備え、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施するとともに、災害用備蓄品の確保に努める。
- ・市内中学校の制服のリユース事業を実施する。

③経営管理部門の充実

- ・出納業務に係る手数料、消耗品等のコスト削減に努め、事業に係る経費などについても、内容の見直しを継続して行う。また、会計処理、税務及び労務管理等については、専門家からの支援を得るなど、法人運営業務の強化に努める。

④福祉関係団体等の育成支援

- ・福祉関係団体の活動及び自治会・町会での福祉活動に対して、助成金を配分するなど活動を支援する。
- ・社会福祉法人や福祉関係団体等との連携を深め、支援に努める。
- ・小、中学校等の福祉教育へ助成金を支給して福祉教育の支援に努める。
- ・小、中学校等が主催する福祉に関わる講座等へ、ボランティアの協力を得ながら、職員を派遣する。
- ・鎌ヶ谷市遺族会の会務に協力する。

⑤その他法人運営の業務

- ・善意銀行事業（寄付の受理、払出し）の運営。

⑥共同募金運動の推進

- ・赤い羽根共同募金（10 月 1 日～3 月 31 日）及び歳末たすけあい募金（12

月 1 日～12 月 31 日) 並びに自然災害等による被災地を支援する義援金の窓口業務を通し、共同募金運動の促進と募金文化の醸成に寄与する。また、千葉県共同募金会からの配分金（一般配分・歳末たすけあい配分）を地域に配分し、地域福祉活動等に活用する。

2 地域福祉事業

① 地区社会福祉協議会との連携、支援

- ・各地区社会福祉協議会が策定する事業計画および予算に基づく事業が円滑に実施されるよう、活動費の支援を行う。また、市社協における担当職員の配置を行うとともに、地区コーディネーターや運営委員等の資質向上を目的とした研修会を開催し、地区社会福祉協議会活動の充実を図る。
- ・千葉県社会福祉協議会や市社協などが主催する、地域づくりやスキルアップを目的とした研修会等への参加を促進する。
- ・地区社会福祉協議会の事業予定や事業の報告をホームページや X に随時掲載し、地域住民の参加促進を図るとともに、広報紙の発行及び配布を通じて福祉関連情報の発信に努める。

②生活支援体制整備事業(鎌ヶ谷市：受託事業)

- ・6 圏域に配置している生活支援コーディネーターを中心に、協議体の適切な運営を図るとともに、生活支援と介護予防を促進する。
- ・地域の実情に応じた会議を行い、地域資源の把握やたすけあい活動についての検討を重ね、それぞれの地域に必要な取組の実践を目指す。
- ・ホームページや X、社協広報紙への掲載等をとおり、事業の啓発に努める。

3 ボランティア育成事業（ボランティアセンター事業）

市民一人ひとりが、福祉的ボランティア活動を通して、障がい等への理解を深めると共に、社会参加ができるよう、ボランティアセンターを拠点にボランティア育成事業を行う。

また、人や組織をつなぎ、連携を深め多様なニーズの把握と支援、ボランティア活動の活性化のための環境づくりに努める。

【主な業務内容】

①ボランティアの相談と登録

- ・ボランティアの相談、活動紹介及び見学、情報提供
- ・ボランティア登録、活動保険加入の手続き

※自然災害による被災地でのボランティア活動保険加入の手続き含む

②ボランティアの育成のための体験及び各種講座を段階的に開催

- ・ボランティア入門講座
- ・市民ボランティア体験
(活動時間や場所に捉われず、気軽に参加できる体験メニューを提供する。)
- ・夏休みボランティア体験 (学生対象)
- ・災害ボランティア養成講座
- ・ボランティア活動スキルアップ講座 (ボランティア連絡協議会との共催予定)

③ボランティアの連絡調整と連携

- ・ボランティアの依頼及び連絡調整
- ・ボランティア活動団体や福祉施設、行政などの関係機関との連携

④ボランティアに関する支援・啓発・普及

- ・市内の企業等の福祉活動に関する社会貢献情報を提供する。
- ・小、中学校並びに自治会・町会、企業等で行われる福祉体験や福祉講座に対し、ボランティアの協力を得ながら、車いすやアイマスク、高齢者疑似体験用具等を活用し、充実した「福祉体験」となるよう支援する。また、講師派遣依頼に対し、ボランティア及び職員を派遣する。
- ・「ボランティアセンター通信」(社協だより内:年3回発行)、ホームページ、パンフレットの活用などボランティアセンター事業の啓発に努める。

⑤福祉用具等の貸出

- ・車いす、高齢者疑似体験セット (子ども用・大人用)
- ・パラリンピック競技のボッチャゲームセット

4 在宅福祉サービス事業

①ふれあいサービス (有償在宅福祉サービス)

- ・市内在住の高齢者や障がい者、産前産後の子育て世帯が、日常生活でお困りの時「利用会員」となり、地域の中から参加した「協力会員」が、家事支援や介助などのサービスを有料で提供する会員制・相互扶助の在宅福祉サービスを行う。(介護保険対象外)
- ・介護保険サービスにつなぐ間の支援など、利用会員の様々な生活事情を考慮しながら、自立に向けたサービス内容の検討を行う。
- ・サービス内容の向上につなげるための協力会員向け研修会を実施する。
また、研修指導については、外部講師をはじめ、市の担当課等の協力を得る。
- ・協力会員が不足している地区があるため、広報紙やチラシ等による会員募集の周知に努める。

【主な業務内容】

- ・相談、会員登録

- ・利用者の実態調査（訪問活動）
- ・サービス調整
- ・会員同士のマッチング
- ・活動配分金の手続き
- ・協力会員向け研修会の企画及び実施

②在宅介護者のつどい

- ・介護が必要な高齢者を在宅で介護している家族等に対し、リフレッシュ事業と日頃の介護の悩みについて、介護者同士で話し合い、気持ちを共有する場として毎月1回開催する。また、市の担当課の協力による血圧測定など健康面での相談にも対応する（※介護保険と区別するため）。
- ・介護者自身の地域からの孤立を防止するためにも、参加者及び登録者への聞き取りなどをはじめ、地区社会福祉協議会が主催するサロン事業等の利用につなげるなど、参加者へ地域の情報提供を行う。
- ・介護者のつどいに参加できない事情がある方の不安や悩みについては、相談事業の心の相談員が週2回（月・金）個別に傾聴を行う。
- ・広報紙やチラシ等の活用、介護関連の専門職の協力を得て介護者への周知に努める。

5 相談事業

心配ごと相談所を設置し、電話及び対面相談に応じる。

①心配ごと相談（毎週水曜日 10時～14時〈予約不要〉）

- ・誰に相談してよいかわからない日常生活での悩みや、不安を持つ市民のために、気軽に相談を持ち込める窓口として、相談に応じる。また、必要に応じて、行政機関や専門相談窓口等への橋渡しを行う。

②心の相談（毎週月曜日、金曜日 10時～15時〈予約必要〉）

- ・家族や友人など、人間関係による様々な心の悩みを抱えている市民に対し相談者の立場に立って悩みごとを共感的に受け止めながら、相談者の訴えを傾聴する。
- ・必要に応じて市の担当課との連携を図る。
- ・広報紙やPRカードを活用し、周知と利用促進を図る。

③終活相談会（第3火曜日もしくは第3木曜日10時～15時〈予約必要〉）

- ・終活に関する入り口相談会として、エンディングノートや自宅の片付け、葬儀や親なき後などの不安を持つ市民の相談に応じる。また、必要に応じて成年後見遺言個別相談会等との連携を図る。

6 権利擁護の推進

①日常生活自立支援事業（千葉県社会福祉協議会：受託事業）

- ・判断能力が十分でないために、適切な福祉サービスの提供を受けられない高齢者及び障がい者が地域で自立した生活を送るために、福祉サービスの利用援助や金銭管理、財産管理などの支援に取り組む。
- ・日常生活自立支援事業の利用促進のために、広報紙（社協だより）を活用し、市民及び関係機関への広報啓発に努める。
- ・権利擁護問題に関する行政機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、総合的な支援体制を構築するための関係機関連絡会議を開催し、情報の共有を図る。
- ・専門員及び生活支援員の資質向上を図るため、千葉県社会福祉協議会等が主催の研修会などに参加する。
- ・行政等の依頼に応じ、研修会等を通じ専門職等への事業説明を行う。

②成年後見制度等への取組

- ・成年後見制度の内容、利用方法、手続きなどの相談をはじめ、遺言や相続等についても、専門家（司法書士等）の協力を得て、個別相談会を開催する。また、各地区での相談会も継続して開催する。

7 資金貸付事業（生活困窮者に対する支援）

①福祉資金

- ・市内に居住する経済的に困窮している世帯に対して、資金を貸付することにより、生活の安定を促進し、自立した生活に戻ることが目的に、民生委員児童委員や行政機関と連携を図りながら貸付を実施する。

②生活福祉資金（千葉県社会福祉協議会：受託事業）

- ・低所得者、高齢者等が属する世帯に対して、資金の貸付を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図るため、民生委員児童委員や行政機関と連携し、貸付事業を実施する。
- 〈総合支援資金〉失業等により生活に困窮し、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談事業による支援を受け、貸付後も本会やハローワーク等からの継続的な支援に同意をしている低所得世帯などが対象。
- 〈福祉資金〉病気、失業、災害など福祉的な課題を抱え、通常の生計を維持することが困難になった低所得世帯が対象。
- 〈教育支援資金〉学校教育法に規定する学校の学費等が不足している低所得世帯が対象。
- 〈不動産担保型生活資金〉一定の居住用不動産を有し、その住居に住み続けることを希望する高齢者世帯が対象。

③借受世帯に対する支援

- ・借受世帯に対しては、相談から申込、契約、償還に至るまで支援を継続する。また、償還が滞っている世帯に対しては、千葉県社会福祉協議会及び民生委員児童委員と連携し、督促状等の送付や借受世帯の生活状態の確認など償還指導も行う。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で貸付を実行した世帯で、生活困窮から現在も抜けられない世帯に対し、生活困窮者自立支援機関と協力して生活再建に向けての相談に対応する。また、特に必要と考えられる世帯については個別に訪問し、必要な情報の提供や手続きの支援を行う。

8 指定管理者事業（鎌ケ谷市：受託事業〈令和4年度～令和8年度〉）

①鎌ケ谷市福祉作業所友和園（障害者総合支援法に基づく、障害者福祉サービス支援事業）の管理運営

- ・（指定生活介護事業）常に介護を必要とする人の日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供し、身体能力や日常生活能力の維持と向上に努める。あわせて、利用者の送迎サービスを行いサービスの向上に努める。
- ・（指定就労継続支援B型事業）通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供し、必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行い、一般就労への移行に向けて支援する。また、就労継続支援B型の賃金向上のため、手作り品の製作、作業の受託、販売先の開拓等に努める。
- ・友和園祭や公民館祭りでの出店等の地域に開かれたイベントを通じ、利用者の社会参加の機会を拡充し、障がい者福祉の普及啓発に寄与する。

②鎌ケ谷市地域福祉センターの管理運営

- ・総合福祉保健センター内の地域福祉センター（大会議室、団体活動室等）の貸出し事業をととして、ボランティア団体や福祉関係団体の活動を支援する。

また、今年度が次期の指定管理者募集年度のため、鎌ケ谷市から指定管理者として選定されるように、安定的な施設管理運営に取り組む。

9 団体事務局

①鎌ケ谷市民生委員児童委員協議会

- ・鎌ケ谷市の民生委員児童委員で構成された協議会の会務運営、関係行政機関との連絡調整を行う。
- ・協議会が設置する研修部会、主任児童委員部会、災害支援部会及び広報部

会の自主活動を支援する。

- ・全国民生委員児童委員連合会及び千葉県民生委員児童委員協議会等が主催する研修会や啓発事業の連絡調整を行う。

②千葉県共同募金会鎌ヶ谷市支会

千葉県共同募金会鎌ヶ谷市支会の事務局として、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金を実施する。また、大規模災害が発生した場合には、義援金等の受付窓口を開設する。